

令和 8 年度 9 月補正予算（案）概要

1 予算概要

(単位：千円)												
	当 初 A	3 月補正 (追加) B	3 月補正 (追加 2) C	6 月補正 D	6 月補正 (追加) E	9 月補正 F	F の 財 源 内 訳				補正後予算額 A+B+C+D+E+F	対前年同期比
							国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源		
一 般 会 計	48,560,000	36,317	▲ 70,479	146,875	8,100	527,692	930,522	19,500	① 2,346	② ▲ 424,676	49,208,505	95.5%
特 別 会 計	26,928,000					61,986	2,275		3,472	56,239	26,989,986	101.5%
国民健康保険事業	10,809,000					720				720	10,809,720	93.4%
介護保険事業	12,853,000					61,182	2,275		3,472	55,435	12,914,182	109.4%
後期高齢者医療	3,266,000					84				84	3,266,084	102.6%
企 業 会 計	10,679,747					1,920				1,920	10,681,667	98.9%
水道事業	5,032,127					1,560				1,560	5,033,687	116.9%
下水道事業	5,647,620					360				360	5,647,980	86.9%
合 計	86,167,747	36,317	▲ 70,479	146,875	8,100	591,598	932,797	19,500	5,818	▲ 366,517	86,880,158	97.7%

①「その他」の説明 ②「一般財源」の説明
・繰入金 2,000 ・繰入金 ▲ 691,979
・諸収入 346 ・繰越金 267,303

2 一般会計

(1) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関連

(単位：千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
民 生 費	保育所管理運営	3,363	3,363				保護者負担を増加することなく栄養バランスや量を確保した給食を提供するため、賄材料費を追加するもの。
	のぞみ学園管理運営	81	81				
農 林 水 産 業 費	施設園芸用燃油価格高騰対策支援金	621	621				生産者を支援するため、県と協調し、施設園芸用燃油等の価格の高騰分に対し支援金を給付するもの。
	配合飼料価格高騰対策支援金	3,790	3,790				
	粗飼料価格高騰対策支援金	600	600				
商 工 費	地域産業振興	1,920	1,920				市内の中小企業を支援するため、経営課題等に対する相談窓口を開設している瀬戸市地域産業振興会議への負担金を増額し、相談体制を強化するもの。
土 木 費	水道事業会計補助金	150,200	150,200				市民や事業者を支援するため、水道事業が行う水道料金の減免に対して補助金を交付するもの（第 6 期分）。 ※第 3 期分から第 5 期分については当初予算で措置済み
教 育 費	学校給食調理	17,419	17,419				保護者負担を増加することなく栄養バランスや量を確保した給食を提供するため、賄材料費を追加するもの。

(2) その他の主な内容

(単位：千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
総 務 費	市制施行 1 0 0 周年	2,843	2,843				市制 1 0 0 周年に向けた機運の醸成を図るため、県補助金を受け、1 0 0 0 日前であることを広く周知するイベントを行うもの。
衛 生 費	斎苑施設管理（空調設備更新分）	21,757		19,500	2,000	257	斎苑の利用環境改善のため、経年劣化により故障した空調の更新工事を行うもの。
教 育 費	学校給食支援金	4,296	4,296				やむを得ない事情により恒常的に学校給食を喫食しない児童の保護者を支援するため、県補助金を受け、学校給食費相当額を交付するもの。

(3) 繰越明許費の追加
文化財収蔵等施設整備事業、斎苑施設管理事業

(4) 地方債の追加
斎苑空調設備更新

(5) 上記のほか、駐車場等の利用に係る通勤手当等の補正を行うもの。

3 特別会計

- (1) 介護保険事業特別会計
令和 7 年度の国庫支出金等の精算による返還金並びに保険給付費及び地域支援事業費の増額による補正を行うもの。
- (2) 上記のほか、各特別会計において駐車場等の利用に係る通勤手当等の補正を行うもの。

4 企業会計

- (1) 各企業会計において駐車場等の利用に係る通勤手当等の補正を行うもの。